

「憲法9条を改めて考えるー国際法の視点からー」

京都産業大学副学長・法学部教授 岩本誠吾

略歴：1956年、神戸大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学、防衛庁防衛研究所所員  
鈴鹿国際大学教授、京都産業大学法学部教授。法学部長・大学院長を経て現在に至る

プロローグ：韓国レーダー照射事案（2018年12月20日）

1. 憲法の成立

1945年：敗戦・占領、1946年11月3日憲法公布・1947年5月3日施行

1955年：自由民主党「党の政治綱領」、2012年自民党「日本国憲法改正草案」発表

2017年：安倍首相提案（9条2項維持・自衛隊明記）

2. 冷戦期における改憲なしの再軍備へ

1949年：ソ連原爆実験成功、中華人民共和国成立

1950年：6月朝鮮戦争、8月警察予備隊⇒1952年保安隊⇒1954年自衛隊発足

3. 冷戦終結後の日本の在り方の見直しへ

1990年・91年：湾岸危機、湾岸戦争（1国平和主義への批判）⇒PKO参加へ

自衛隊の国際評価（軍隊）と国内説明（非軍隊）の自己矛盾の顕在化

4. 憲法解釈論争：自衛隊違憲論、自衛隊違憲合法論、自衛隊合法論

5. 憲法に対する姿勢（護憲派と改憲派）

実態を憲法に合わせる（積極的護憲派）、変化してもそのまま放置（消極的護憲派）

実態に憲法を合わせる（改憲派）

6. 国際法の2分法（軍隊か警察か、戦闘員か非戦闘員か）

目的	一般的解釈	日本政府の解釈	位置付けの変更（私案）
国家防衛	軍隊・戦力	軍隊・戦力（9条2項）	通常の軍隊
		自衛力（自衛隊）≠軍隊・戦力	特殊な軍隊（=自衛隊）
治安維持	警察力	警察力	警察力

6. まとめにかえて

改憲について、自衛隊明記について